

○取引先の指名停止等の措置要領の運用基準

(平成13年4月1日 13理事長達第63号)

改正 平成19年3月30日 19理事長達第6号 平成27年4月1日 27理事長達第36号

平成30年11月13日 30理事長達第87号

1 指名停止の期間の始期(第4条)

有資格業者(指名停止の期間中のものを含む。)が取引先の指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとすること。

2 共同企業体に関する指名停止の運用(第5条)

(1) 第5条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないこと。

(2) 第5条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第6条第2項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないこと。

3 短期加重措置の運用について(第6条第2項)

(1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。

(2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものであること。

4 別表第1関係

(1) 事故に基づく措置基準(第4号及び第5号)

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止を行わないこと。

イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

(2) 防災科学技術研究所発注工事における安全管理措置の不適切の判断(第4号及び第5号)

防災科学技術研究所発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、イの場合とすること。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができるものであること。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

5 別表第2 関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」について(第1号)

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものであること。

(2) 「他の公共機関の職員」(第2号)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性をもつため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

(3) 独占禁止法第3条に違反した場合(第3号及び第4号)は、次のイ、ロ又はハを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。

イ 排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと(事業者が応諾を拒否した場合は、審判手続開始の決定)

ロ 排除勧告を経ないで課徴金納付命令がなされたこと

ハ 刑事告発がなされたこと

(4) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合(第3号及び第4号)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

(5) 「業務」について(第4号及び第7号)

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

(6) 公契約関係競売等妨害罪(刑法第96条の6第1項)については、談合罪(刑法第96条の6第2項)に準じて別表第2第5号及び第6号を適用して指名停止措置を行うものとする。

(7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第7号)とは、原則として、次の場合をいうものとする。

- イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- ロ 防災科学技術研究所発注工事に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

この理事長達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日 19 理事長達第 6 号)

この理事長達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 理事長達第 36 号)

この理事長達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 13 日 30 理事長達第 87 号)

この理事長達は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。